

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務行政
2. 個人所得税 (PIT)
3. 法人税 (CIT)
4. 付加価値税 (VAT)
5. 外国契約者税 (FCWT)
6. 貿易及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版の添付ニュースレターをご参照ください。

税務行政



TAX PERFORMANCE

2020年の最初の9ヶ月間の徴税実績に関する注目すべきポイントは以下のとおりです。

最初の9ヶ月間の徴税の実績：

- Covid-19パンデミックの影響により、最初の9ヶ月の累積徴税額は803兆1,050億VNDであり、2020年計画の66.4%、前年同期比93%に相当します。

税務調査、税金還付の状況：

2020年の最初の9ヶ月間に、全レベルの税務当局は、納税者のオフィスでの税務調査を48,975件、税務当局オフィスでの税務調査を436,112件実施しました。税務調査による徴税総額は39兆6,840億VNDであり、前年同期比114.19%に相当します。詳細は以下のとおりです。

- 徴税額の増加：13兆2,670億VNDであり、前年同期比138.32%に相当します。
- 追徴による納税総額：6兆6,640億VNDであり、前年同期比104.8%に相当します。
- 税還付：95兆7,490億VNDであり、2020年計画の73.7%、前年同期比99.4%に相当します。



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税(PIT)



GUIDANCE RULINGS

会社と支店間で個人所得税（PIT）申告者を誤った場合、修正申告が必要となります。

2020年9月29日、税務総局はPIT申告に関するガイダンスとなるOfficial Letter No.4076/TCT-DNNCNを公布しました。

会社が支店で勤務する従業員に直接給与を支払う場合、PITの源泉徴収、申告、納税、確定申告の責任は支店ではなく、会社に属するものになります。支店が当該PITを源泉徴収、申告、納付した場合には、通達No.156/2013/TT-BTC号の第10条、第5項の規定に基づき、会社と支店の双方は当該PITの修正申告を行わなければならない。

税務行政法38/2019による過払い税金の取扱いに関する新たなガイダンスは未だにありません。

2020年10月5日に税務総局が発行したOfficial Letter No.4182/TCT-KKによると、財務省は通達第156/2013/TT-BTC号における過払いした税金、延滞利息、罰金の取扱いに関する規定及び手続に代わる法令は未だ公布されていません。したがって、過払いした税金、延滞利息、罰金に関する処理手続は引き続き、通達第156/2013/TT-BTC号の第33条、第1項及び第2項に記載されるガイダンスに基づいて実施されます。

不法解雇による補償金は個人所得税（PIT）の対象となります。

2020年2月7日、ドンナイ税務局は従業員の不法解雇による補償金に関するPIT税制に関するOfficial Letter No.835/CT-TTHTを公布しました。

不法解雇により会社が従業員に支払うことを余儀なくされた補償金は、PITの免税対象とならないため、規定されたように従業員のPITの課税所得に含める必要があります。



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人税(CIT)



GUIDANCE RULINGS

駐在員事務所による銀行預金から得た利息に対する法人所得税（CIT）に関するハノイ税務局発行の2020年9月22日付のOfficial Letter No. 85106/CT-TTHT

2020年9月22日、ハノイ税務局は駐在員事務所が銀行預金から利息収入を得た場合のCITの課税に関するOfficial Letter 85106/CT-TTHTを公布しました。

駐在員事務所が収益を確定できるが、事業活動に係る費用及び所得を確定することができない場合、当該駐在員事務所は受け取った利息収入に対して5%の税率でCITを申告・納付しなければなりません。

従属会計単位の法人所得税（CIT）に関するハノイ税務局発行の2020年9月23日付Official Letter No.85416/CT-TTHT

2020年9月23日、ハノイ税務局は従属会計単位のCITに関するOfficial Letter No.85416/CT-TTHTを公布しました。

本社が登録されている省以外の省に工場を有しており、かつ当該工場が従属会計単位である場合、その工場が設置されている省の税務当局に納付するCITの算定は、全社CITの総額に、会社の総費用に対する当該工場で発生した費用の割合を乗じて算定します。



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

付加価値税(VAT)



GUIDANCE RULINGS

Photoshopソフトウェアを使用したPDS形式での図形描画を電子的な手段で海外の顧客に送信するサービス提供の場合には輸出サービスとみなされ、付加価値税（VAT）0%の対象となります。

ベトナム企業が、Photoshopソフトウェアを用いてPDS形式での図形描画を行い（海外の顧客から提供された下書の状態に対し）、電子的手段で海外の顧客に送付するサービス提供の場合、ベトナム領外で使用される製品（ベトナム領外で消費される）であるため、輸出サービスとみなされ、VAT0%を適用されます。本Official Letterにおける注目すべき点としては、税務当局が輸出サービスの判断に「ベトナム国内での履行」が必要な条件であることを考慮に入れていないという点です。

（税務総局発行の2020年9月9日付
Official Letter No.3705/TCT-CS）

Contact us

Website: deloitte.com/vn
Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税(FCWT)



GUIDANCE RULINGS

インコタームズ（Incoterms）の下、販売者がベトナム領内迄の製品のリスクを負担する場合の輸入品に課せられた外国契約者税（FCWT）

ベトナム企業が海外の業者（ベトナムに恒久的な施設を持たない）から製品を輸入し、インコタームズの下、販売者がベトナム領内迄の当該製品に関するリスクを負担する場合、そのような海外業者はFCWTの義務を負う対象になります。詳細は以下のとおりです。

・付加価値税（VAT）について：

－商品価値とサービス価値が区分されている場合、当該商品価値は輸入時に課せられるVATの対象となり、サービス価値は5%のVATが課せられます。

－ 契約上の価値を区分することができない場合は、契約上の総額に3%のVATが適用されます。

・法人税（CIT）について

－外国の請負業者がIncoterms Deliver Duty Unpaid（DDU）に基づいて商品を納入し、ベトナム領内で他の関連サービス（例：設置、試運転、メンテナンス等）を行わず、合意された目的地までの輸送サービス料のみを請求する場合、商品価値とサービス価値の区分可否に関わらず、契約上の総額は1%のCITが適用されます。

（ハノイ税務局発行の2020年9月21日付
Official Letter No.84844/CT-TTHT）

外資系銀行での預金サービスに伴う仲介手数料に課せられた外国契約者税（FCWT）

ベトナム国内の外資系銀行の支店が韓国でのパートナー（外国契約者）との間で、海外市場での銀行の商品・サービスの販売・提供の仲介業務に関する契約を締結した場合、当該外国契約者の仲介業務はベトナム国内でのFCWTの対象となりません。

（ハノイ税務局発行の2020年9月4日付
Official Letter No.81005/CT-TTHT）



貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS

政令第111/2020/ND-CP号を適用する際の過払い税金の処理に関するガイダンス

1. 欧州連合に属する領域の場合

2020年8月1日から登録されている税関申告書のある輸出品について：輸出申告の登録日から1年以内に、税関当局は政令第111/2020/ND-CP号の第4条の第3項のポイントc、および2018年4月20日付通達第39/2018/TT-BTC号の第1条の第64項、第65項に示されたように、過払い税金を処理します。

- 商品が欧州・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）に基づき、輸出特惠関税待遇の要件を満たしていることを証明する十分な書類の提出

- 補足申告の実施

輸入品について：以下の点が充足されれば、税関申告者は、EVFTAの下で輸入特惠関税率を享受するために補足申告を行った上、過払い税金は政令第111/2020/ND-CP号の第6条のポイント3、および2018年4月20日付通達第39/2018/TT-BTC号の第1条のポイント64、ポイント65に示されたように処理します。

- 欧州連合加盟国、アンドラ公国、サンマリノ共和国、またはベトナムの非関税区域から国内市場への輸入品であること

- 2020年8月1日から政令111の発効日までの間に税関申告書が登録されたこと

- EVFTAの下での特惠輸入関税率適用のためのすべての要件を満たしているものの、より高い税率で納税したこと

2. イギリスの場合

過払い税金の処理は、2020年8月1日から2020年12月31日までの期間に発生した輸出入申告書のみに適用されます。

（税関総局発行の2020年9月24日付
Official Letter No. 6283/TCHQ-TXNK）



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS

輸入後再輸出の商品に対する税還付

税関手続コードB13（輸入品の輸出）を使用し、輸入後、元の状態で再輸出された商品は輸入税の還付を受けることができることに加えて、輸出税の納税対象とはなりません。

輸入品に通関手続コードB13を使用せず、元の状態で再輸出された場合、再輸出申告上、税関当局は、当該商品が以前に輸入されたものであり、かつ、使用または加工されていないという条件を満たしていることを判断する十分な根拠が示されれば、輸入税の還付も認められます。

注：再輸出時、企業は、当該貨物が、以前どの輸入申告書に属するかの情報を含め、輸出申告しなければなりません。

（税関総局発行の2020年10月08日付
Official Letter No. 6529/TCHQ-TXNK）

NEW REGULATIONS

保税倉庫への搬入が認められない輸入品一覧

首相は2020年11月15日から発効する決定第27/2020/QĐ-TTg号を公布し、以下を含める保税倉庫への搬入が認められない輸入品を一覧にしました。

- 555 または Esseブランドのタバコの葉含むタバコで、ベトナム減産ではないもの：HSコード 24.02.20
- 容量50ml超の容器に入ったウィスキーで、ベトナム原産でないもの：HSコード 22.08.30.00

2020年11月15日以前に保税倉庫に搬入された商品については、保税倉庫保管期間に関する規則に基づいて適用されます。ただし、承認された保管期間が満了した時、当該商品は最初の輸入検問所を通して再輸出されなければなりません。

（2020年9月21日付首相決定第
27/2020/QĐ-TTg号）

関税に関する規則違反に対する行政処分に関する新規制

2020年10月19日、関税規則違反に対する行政処分を改正する政令第128/2020/ND-CP号（以下、「政令128」という）が公布され、2020年12月10日に発効することとなります。

政令128は、行政処分の対象となる違反行為の範囲を拡大し、適用される罰則のレベルを大幅に引き上げました。

政令128の主要内容と重要な変更点の詳細については、弊社がリリースした2020年10月26日付のアラート（[リンク](#)）をご参照ください。

（政府発行の2020年10月19日付政令第128/2020/ND-CP号）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678
 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750
 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.